

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
10月9日
(火曜日)

目 次

○告示

管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) 一

管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) 一

保安林の指定 (長門市) (森林整備課) 一

○公告

契約の締結 (防災危機管理課) 二

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) 二

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課) 四

平成三十年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催 (畜産振興課) 四

岩国都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) 五

山口都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 五

山口都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 六

山口都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 六

山口都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 六

○雑報

県報の正誤 (平成二十九年六月二十七日山口県選挙管理委員会告示第二十九号) 六

山口県告示第三百五十一号

理容師法 (昭和二十二年法律第二百三十四号) 第十一条の四第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。



平成三十年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 講習会の主催者
名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号
- 講習会の開催期間
平成三十一年二月十八日 (月曜日) から同年三月四日 (月曜日) まで
- 講習会の開催場所
山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館
- 講習会の受講料
一万六千円

山口県告示第三百五十二号

美容師法 (昭和三十三年法律第六十三号) 第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成三十年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 講習会の主催者
名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号
- 講習会の開催期間
平成三十一年二月十八日 (月曜日) から同年三月四日 (月曜日) まで
- 講習会の開催場所
山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館
- 講習会の受講料
一万六千円

山口県告示第三百五十三号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成三十年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

長門市三隅中字河内原一〇四九一の一、一〇五七五の一、一〇五七五の二四、字南河内一〇五六九の二、字河内前一〇六四五の一、一〇七一九の一、一〇七三二の一、字榑一〇九三七の八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)



(三二四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成三十年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総務部防災危機管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

被災者支援業務システム開発業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十年八月九日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

日本アイ・ビー・エム株式会社 東京都中央区日本橋箱崎町一九番二二号

六 落札金額

九千四百五十八万六千四百円

七 入札公告日

平成三十年五月二十九日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

総合評価

(三二五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年十月九日から平成三十一年二月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープいずみ店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二一 所 代表者の氏名 岡崎 悟

三 変更に係る事項の概要

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二一

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前 九州フジパンストアー株式会社	変 更 後
--------------------------------------	-------------------------	-----------

四 届出年月日

平成三十年九月二十日

五 変更年月日

平成二十年六月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コープいずみ店

所在地 山口市泉町一五〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二二ぐち 岡崎 悟

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前 	変 更 後 フジパンストアー株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所		名古屋市瑞穂区松園町一丁目五〇
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名		高山 昭一

四 届出年月日

平成三十年九月二十日

五 変更年月日

平成二十年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コープいずみ店

所在地 山口市泉町一五〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二二ぐち 岡崎 悟

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前 岡野 隆子 有限会社エム・ディー・ケイ	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	堀口 法孝 有限会社くすりのあまくさ	

四 届出年月日

平成三十年九月二十日

五 変更年月日

平成二十一年一月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コープいずみ店

所在地 山口市泉町一五〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二二ぐち 岡崎 悟

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前 	変 更 後 有限会社フラワーチェーンタナカ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所		防府市大字西浦三一四七

大規模小売店舗において小売業
を行う者の代表者の氏名

田中恵美子

四 届出年月日

平成三十年九月二十日

五 変更年月日

平成二十七年六月一日

(二二六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年十月九日から平成三十一年二月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープいずみ店

所在地 山口市泉町一五〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二二

所 代表者の氏名

岡崎 悟

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

変更前

変更後

駐車場の収容台数

一九五台

八五台

駐車場の自動車の出入口の数

五箇所

二箇所

四 届出年月日

平成三十年九月十八日

五 変更年月日

平成三十一年五月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープいずみ店

所在地 山口市泉町一五〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

生活協同組合コープやま 山口市小郡上郷九〇一の二二

所 代表者の氏名

岡崎 悟

三 変更に係る事項

駐車場の位置

四 届出年月日

平成三十年九月十八日

五 変更年月日

平成三十一年五月二十日

(二二七) 平成三十一年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、平成三十一年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

平成三十年十月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 講習会の種別

家畜人工授精に関する講習会

二 開催場所

防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター農業担い手支援部

美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部

三 開催期間

平成三十年十一月五日(月曜日)から同年十二月五日(水曜日)まで

四 受講者の定員

十五人

五 講習に係る家畜の種類

牛

六 講習科目

実 習	学 科		区 分	科 目
	専門科目	一般科目		
家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 人工授精	生殖器解剖 繁殖生理 精子生理 種付けの理論 人工授精	畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規		

七 受講申込書の提出期限

平成三十年十月十八日(木曜日)

八 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定

受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料

一万八千四百十円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼ること。

十一 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課(電話〇八三一九三三三三四)又は最寄りの家畜保健衛生所にしてください。

(二二八) 岩国都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る岩国都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成三十年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画道路三・五・二十七海土路御庄線

二 都市計画を変更する土地の区域

岩国市御庄

三 変更の内容

区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成三十年十月九日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画道路三・五・三十九御庄川線

二 都市計画を変更する土地の区域

岩国市御庄五丁目及び御庄

三 変更の内容

区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成三十年十月九日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市建設部都市計画課

(二二九) 山口都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二三〇) 山口都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二二二) 山口都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画防火地域及び準防火地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二三三) 山口都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一

項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成三十年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画下水道山口市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



正 誤

平成二十九年六月二十七日山口県選挙管理委員会告示第二十九号（政治団体の異動事項）

ページ	段	箇所
四	上	表中
誤		
愛幸会 秋山けんじ応援サポーターの会	高橋 賢治 事務 所	高橋 政教 高橋 正教 平成29、30、20
正		
秋山けんじ応援サポーターの会	秋山 賢治 事務 所	下関市武久西原台6番1号 下関市生野町2丁目25番10号 平成29、30、20